

新見市民運動公園体育施設使用料

区分		全面試合で使用する 場合 (1時間につき)	練習で使用する場合 (1時間につき)	
陸上競技場兼野球場	野球	一般	400円 A・Bコート 200円	
		高・大学生	240円 A・Bコート 150円	
		中学生	160円 A・Bコート 100円	
		小学生以下	80円 A・Bコート 50円	
	ソフトボール	一般	400円 A・B	200円
			A'・B'	150円
		高・大学生	240円 A・B	120円
			A'・B'	100円
		中学生	160円 A・B	80円
			A'・B'	50円
		小学生以下	80円 A・B	50円
			A'・B'	
	陸上競技・サッカー・グラウンドゴルフ・ゲートボール等	一般	400円	片面 200円
		高・大学生	240円	片面 120円
		中学生	160円	片面 80円
		小学生以下	80円	片面 50円
備考：A・Bコートとは、バックネットのあるコートをいう。 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。				
器具	放送器具	1回につき 500円		
	ピッチングマシン	" 500円		
	テント(1張)	" 200円		
夜間照明施設		1時間につき 2,500円		
テニスコート	屋根付きコート	1面につき1時間 500円		
	屋外コート	1面につき1時間 300円		
	照明1時間につき	全灯1,000円、半灯500円		
	備考：練習板を使用するときは、1人につき1時間100円とする。 高校生以下の者が使用する場合は、上記使用料の1/2とする。 使用者が本市の住民以外である場合は、コートの使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。			
市民プール	個人	一般	1人1回につき 150円	
		中学生	1人1回につき 100円	
		小学生以下	1人1回につき 50円	
	専用	平日	午前6,000円 午後12,000円 全日18,000円	

ル	用	0円
	日曜・休日	午前9,000円 午後18,000円 全日27,000円
備考：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 本市の住民以外が専用で使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。		